

富山県地域団体ブランド発信応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県地域団体ブランド発信応援事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「県内地域団体」とは、商標法（昭和34年法律第127号）第7条第1項及び第7条の2第1項に規定する者であって、事務所の所在地が富山県内であるものをいう。
- (2) 「地名入り商標」とは、商標法第7条に規定する団体商標であって、地域の名称と商品又は役務の名称等からなるもの及び同法第7条の2に規定する地域団体商標をいう。

(補助金の交付)

第3条 知事は、富山県内の地域団体による地域ブランドの活用を促進するため、県内地域団体が行う地名入り商標の出願に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象経費は、地名入り商標の出願に要した経費のうち、次の各号のとおりとし、補助率は対象経費の合計額の2分の1とする。ただし、100,000円を上限とする。

- (1) 特許庁に支払う出願手数料（特許印紙代）
- (2) 出願及び先行調査に要する弁理士又は弁護士の手数料（弁理士又は弁護士へ依頼した業務に対して支払われる報酬（印書代、図面作成代、電子化代等の実費並びに消費税及び地方消費税を含む。））

(交付申請書の添付書類の様式等)

第5条 規則第3条に規定する交付申請書（様式第1号）に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	部 数	提 出 期 限
事業計画書	様式第2号	正副2部	毎年度3月31日まで
代表者選任書（共同出願の場合）	様式第3号		

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、

知事の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りではない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 規則第 12 条に規定する実績報告書は、補助事業完了の日から 30 日以内又は交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出しなければならないこと。
- (5) 補助事業による商標登録出願の査定結果を、地名入り商標登録出願の査定結果報告書（様式第 6 号）により知事に報告しなければならないこと。
- (6) 補助事業者は、補助事業により登録した地名入り商標を補助金の交付の目的に従って活用し、その効果的運用を図らねばならないこと。

（軽微な変更）

第 7 条 前条第 1 号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 商標登録を受けようとする地名入り商標を変更すること。
- (3) 事業費の 20% 以上の変更をすること。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第 8 条 規則第 12 条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	部 数
事業成績書	様式第 4 号	正副 2 部
収支精算書	様式第 5 号	

（補助事業の内容の変更、中止・廃止承認申請書の様式）

第 9 条 第 6 条第 1 号に規定する補助事業の内容の変更又は同条第 2 号に規定する補助事業の中止若しくは廃止の承認の申請は、変更、中止・廃止承認申請書（様式第 7 号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年度分の補助金から適用する。